

「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業（実証要件適合性等調査）」の公募について

2023年7月11日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部



事業の目的



- S + 3 E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する我が国の先進的技術を海外で実証し、さらには、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的としている。
- 国内事業と同様に基本計画と実施方針（以下URLの最下部）で目的や方法などを定めている。
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html

大規模ハイブリッド蓄電池システム実証（ドイツ）



可搬型蓄電池シェアリング実証（インドネシア）



EV行動範囲拡大実証（米国）



10分間充電運行による大型EVバス実証（マレーシア）



余剰バガス原料からの省エネ型セルロース糖製造システム実証（タイ）



蓄電池の送電・配電併用運転実証（米国）





欧州

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム (ドイツ)
- 直流送電システム (イタリア)
- 空調デマンドレスポンス (ポルトガル)
- コージェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ (スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

北東アジア

- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム (中国)

米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所 (アメリカ)
- 省エネビル (アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)

中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化 (サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

ASEAN

- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング (インドネシア)
- 圧縮天然ガス (CNG)車(インドネシア)

インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル

※NEDO海外事務所が必要に応じて支援。

米州 (ワシントン、シリコンバレー)

欧州 (パリ)

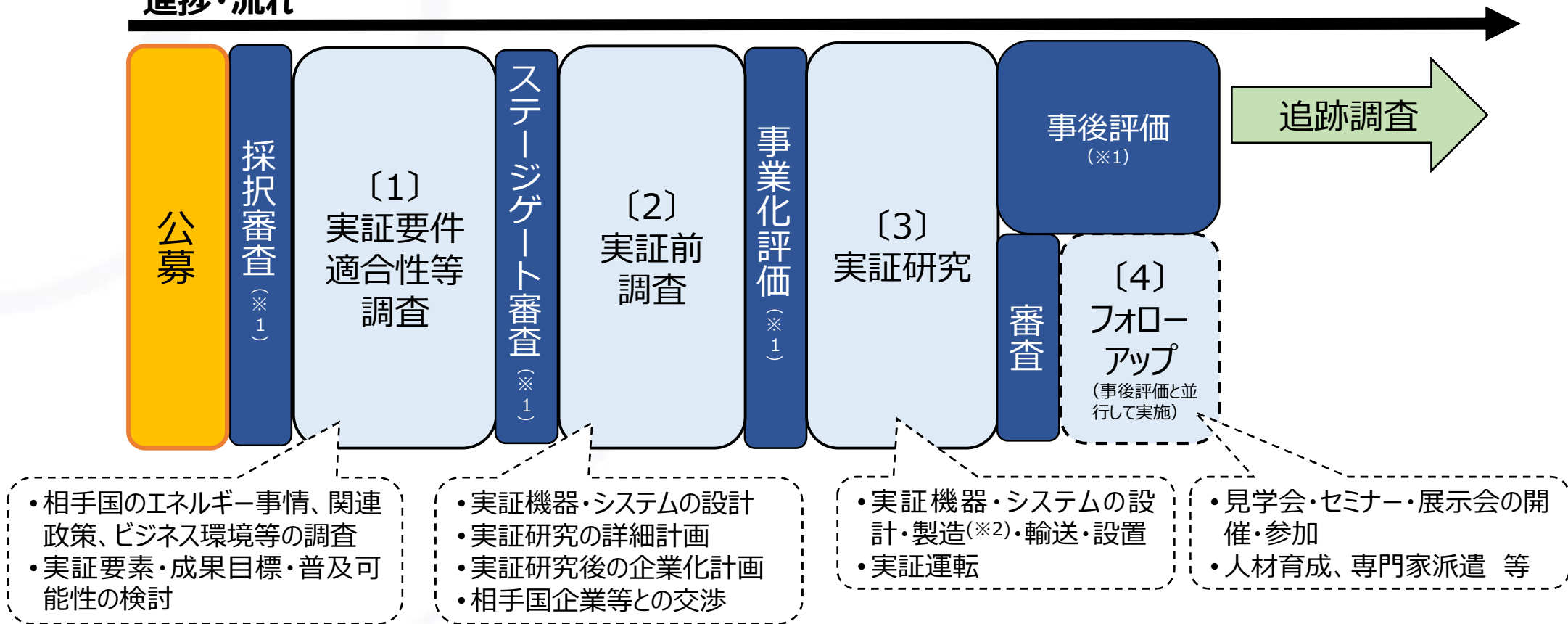
インド (ニューデリー)

ASEAN (バンコク)

北東アジア (北京)



進捗・流れ



(※1) 外部有識者による審査有り。

(※2) 助成事業者は、実証研究において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりにくいリスクとその対応状況について確認し、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要がある。

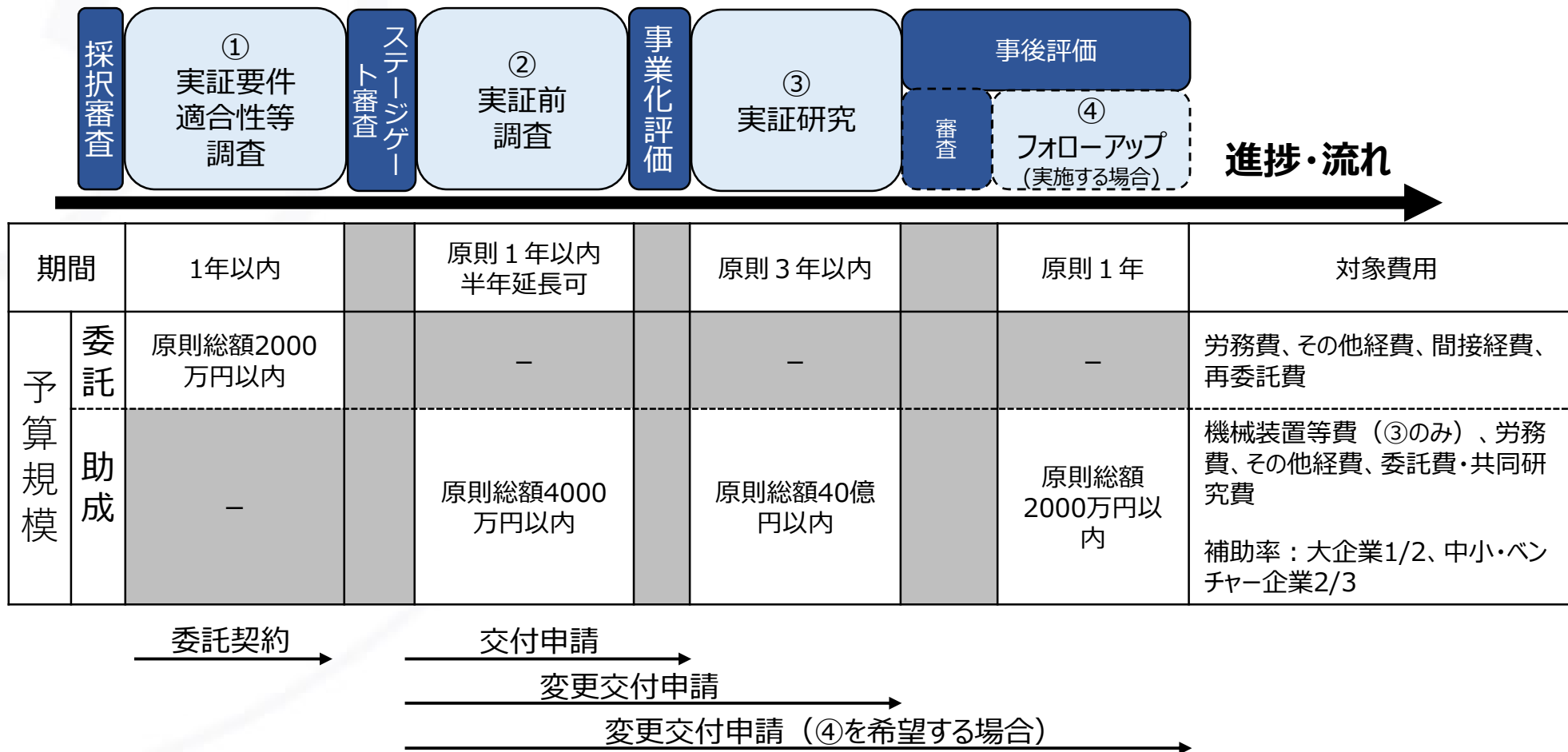


各フェーズの実施形態、予算、期間、対象費用

(公募要領 P.4～7)



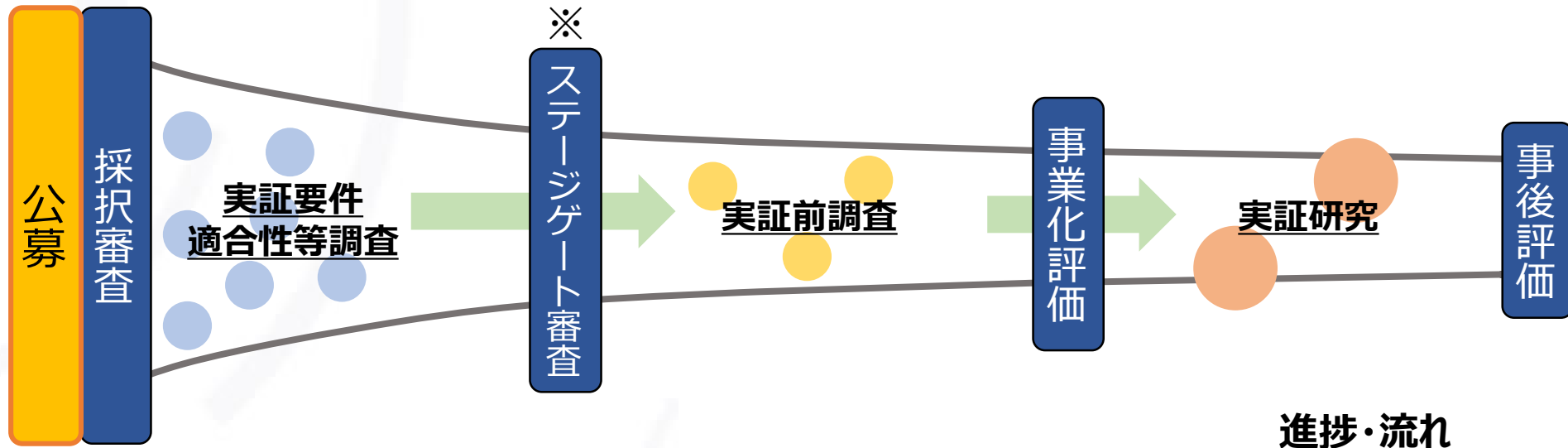
実証要件適合性等調査は委託事業、その後のフェーズは助成事業として実施。表は1テーマあたりの額。





公募から実証研究までの流れ

(公募要領 P.4～7)



年 2 回実施

年 2 回実施

調査終了後
速やかに

実証研究終了後
速やかに

第1回：応募期間：2～3月頃
審査期間：3～5月頃

上期：応募期間：3～4月頃
審査期間：4～6月頃

審査委員会：5月頃

審査委員会：6月頃

第2回：応募期間：7～8月頃

下期：応募期間：9～10月頃

審査期間：8～10月頃

審査期間：10～12月頃

審査委員会：9月頃

審査委員会：12月頃

※調査終了から2年の間に受験可能。また、審査を通過しなかった場合も、2年以内であれば1回のみ再受験可能。なお、調査終了後及び再受験のための追加調査費用については事業者の自己負担。

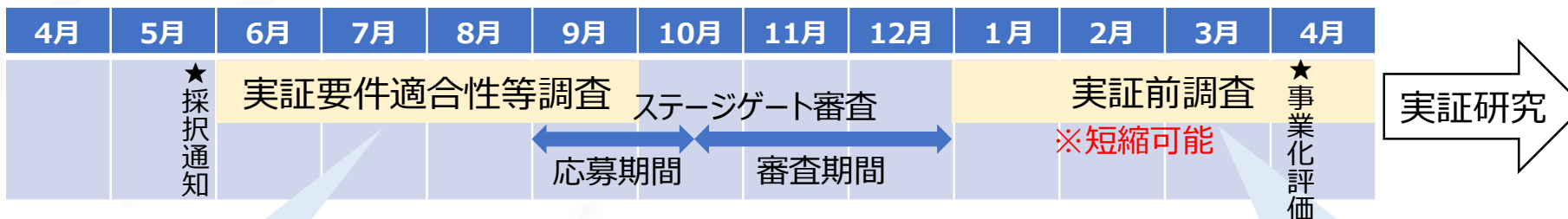


実証研究までの最短事例（参考）



公募採択から実証研究開始まで、最短で1年間程度で可能。

20〇〇年度



調査内容は参考2「仕様書ひな形」参照

※例えば、実証要件適合性等調査の内容を既に提案者側で調査し終えている場合は、実証前調査で調査する内容を実証要件適合性等調査で調査し、実証前調査の調査期間を短縮することが可能。

調査内容は参考3「実証前調査（助成）以降の実施内容及び実施にあたっての手続きに係る説明」参照



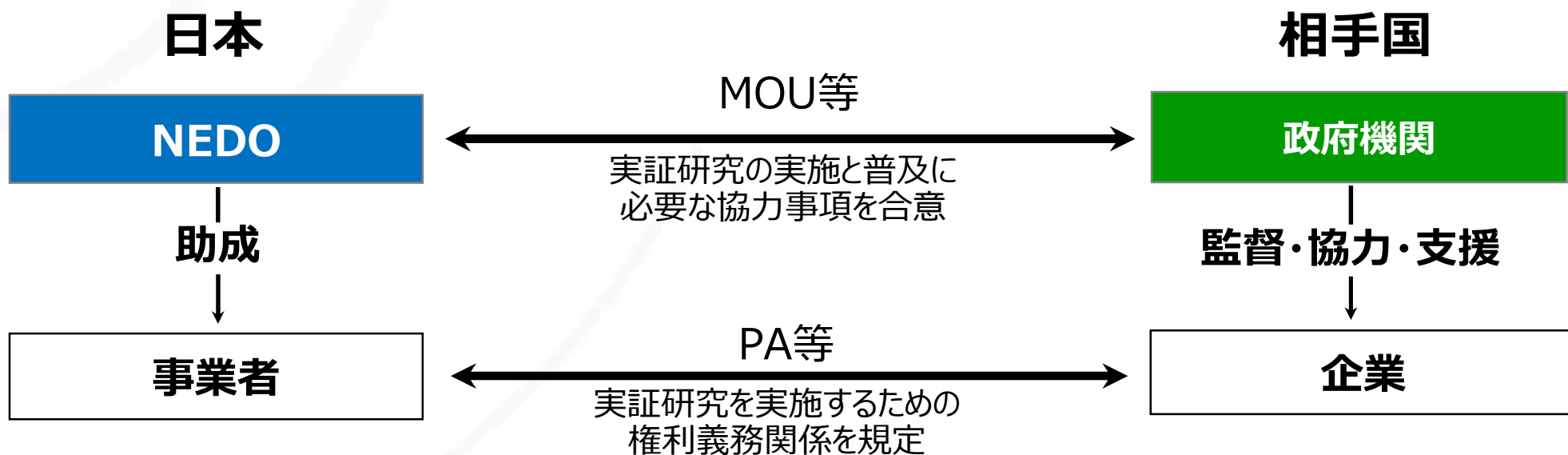
実証要件適合性等調査の調査内容（案）は以下のとおり。詳細は（参考2）仕様書ひな形を参照。

- 1) 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報
- 2) 実証研究の対象技術
 - ① 対象技術の詳細
 - ② 実証研究で期待できる温室効果ガス削減効果（t-CO₂/年）
- 3) 実証研究を通じて達成を目指す成果目標
 - ① 技術に関する成果目標
 - ② 政策・制度、標準・規格に関する成果目標
 - ③ その他成果目標
- 4) 実証研究の全体計画
 - ① 実証研究の内容
 - ② 相手国企業及び実証サイトの候補
 - ③ 実証研究の体制案
 - ④ 実証研究に必要な期間（スケジュール）案
 - ⑤ 実証研究に必要な予算案
 - ⑥ 実証研究を所管する相手国政府機関等の候補
 - ⑦ 実証研究中及び実証研究後の実証設備の取扱い
- 5) 実証研究の実施に必要な手続き
 - ① 許認可の種類と取得方法
 - ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
 - ③ 輸送・通関手続き
 - ④ 安全保障輸出管理（外為法）
 - ⑤ 課される可能性がある税、申告・納付の手続き
 - ⑥ 実証研究に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
 - ⑦ その他、必要と考えられる事項
- 6) 実証研究の実現を妨げる要因（リスク）
- 7) 対象技術の普及可能性
 - ① 事業環境・事業戦略
 - ② 事業体制
 - ③ 事業の収益性
 - ④ 目指す普及の姿
 - ⑤ 普及実現を妨げる要因（リスク）
- 8) 波及効果
 - ① 対象国・地域への波及効果
 - ② 日本への波及効果

正式な仕様書は採択後に提示する。なお、実証前調査以降の実施内容は（参考3）を参照のこと。



- 助成事業者と相手国企業との間で契約文書（PA (Project Agreement)等）を、NEDOと相手国政府機関との間で文書（MOU (Memorandum of Understanding)等）を締結することが、実証研究を開始するための条件となる。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- 助成事業者とNEDOの関係は、助成金交付規程に基づき規定される。

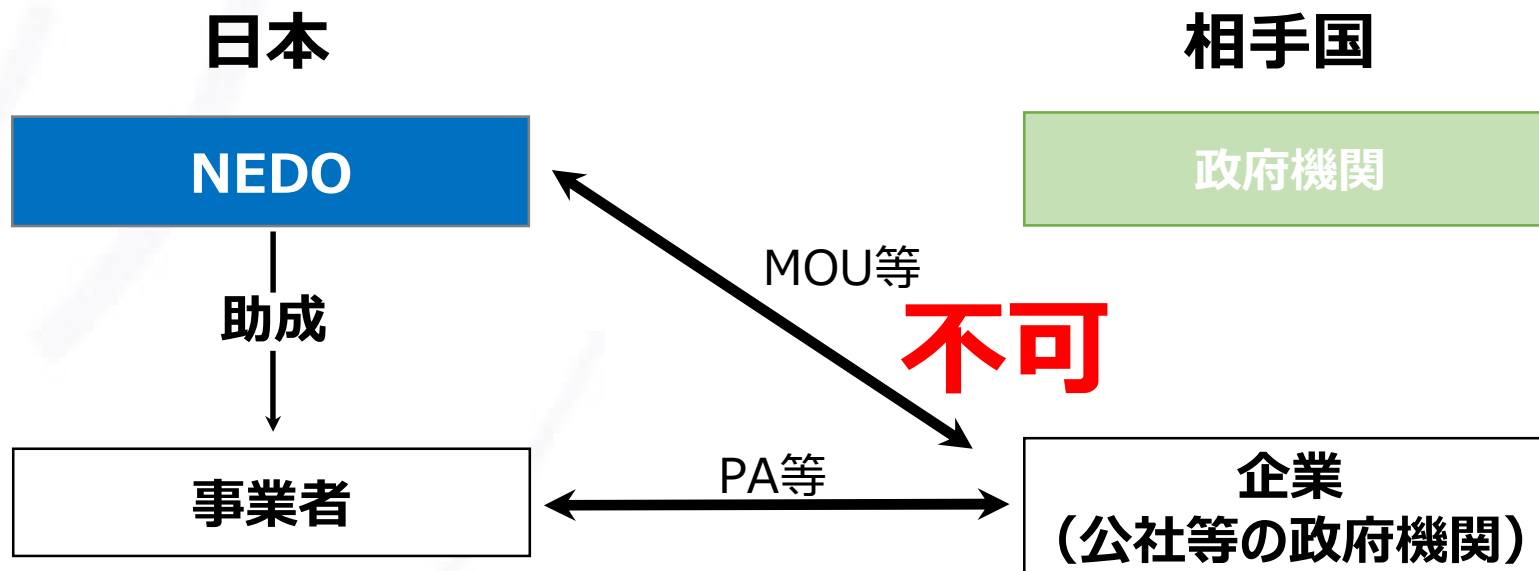


- 助成事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担い、NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOUの締結等を行う。
- NEDOは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めるが、相手国政府機関等に起因するMOUの締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負わない。



実証研究の体制（締結先の重複は不可）

（公募要領 P.6）





- (1) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果が期待できるもの。
- (2) 実証後、国内外市場での普及が期待される技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
- (3) 過去実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること（課題がない製品・設備の導入補助事業ではない）。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確であること（日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは可）。
(! 「新規性」は必須ではありません !)
- (4) 右の「12の技術分野」のいずれかに当てはまるもの。

対象技術分野

- ① 電力系統監視・安定化技術
- ② 分散型エネルギーシステムの構築及び調整力向上に資する技術
- ③ 余剰電力のエネルギー変換技術
- ④ 電化の拡大に資する技術
- ⑤ 低コストな水素関連技術（水素製造、輸送・貯蔵、利用）
- ⑥ メタネーション等、削減・代替効果が期待できるカーボンリサイクル関連技術
- ⑦ 持続可能なバイオ燃料・合成燃料生産技術
- ⑧ ビッグデータ、AI、分散管理技術等を用いたスマートシティ関連技術
- ⑨ 運輸分野のエネルギー転換・脱炭素化に資する技術
- ⑩ IoT・AI等を活用した産業・業務・家庭分野におけるエネルギー効率化技術
- ⑪ 従来型ではない先進的な再エネ技術
- ⑫ その他、エネルギー転換・脱炭素化に貢献する技術



対象国・地域

(公募要領 P.8)



外務省 海外安全 ホームページ

お問い合わせ先 | サイトマップ | 日本語環境でない場合

文字サイズ変更 小 中 大

外務省 Ministry of Foreign Affairs of Japan

Facebook | 友だち追加

国・地域別 | 目的別

ホーム | 海外安全情報 | 海外旅行 | 海外出張/ビジネス | 海外留学/海外修学旅行 | 海外生活

海外安全クイズ | 国内安全対策セミナー | 在外安全対策セミナー | オープンデータ

海外で生活される方へ、海外に留学される方へ

▶ 在留届を提出すると、安全情報をメールで受け取れるほか、緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます

[オンライン在留届へ](#)

▶ 転出届提出の際に、在外選挙人証の登録ができます

[在外選挙制度について](#)

新型コロナウイルス感染症について

 COVID-19 CORONAVIRUS

▶ 緊急情報、重要情報はこちら

[緊急情報、重要情報](#)

▶ 各国・地域別の入国制限・行動制限措置について

[各国・地域別の情報](#)

- 対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。
- ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。



実証要件適合性等調査の期間

(公募要領 P.8)



- 実証要件適合性等調査の期間については、ステージゲート審査（SG審査）の審査時期によって、以下のいずれかから選択可能。（調査期間は、最長で2024年9月末まで）

- ① 2024年度上期のステージゲート審査に申請する場合 NEDOが指定する日から2024年3月末まで
- ② 2024年度下期のステージゲート審査に申請する場合 NEDOが指定する日から2024年9月末まで

【2023年度】

【2024年度】



【2023年度】





- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする幹事提案者を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。
- 実証要件適合性等調査における再委託・共同実施は、合理的な理由があるとNEDOが認めた場合のみ。

<要件>

- ① 当該又は関連する技術についての研究開発、調査又は事業の実績を有し、かつ、実証研究の目標の達成並びに業務（調査、実証研究）及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有していないコンサルタント業務等の役割を担う事業者のみの提案は、本条件を満たしていないものと見なす。
- ② 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等についての十分な管理能力を有していること。
- ③ 交付規程に基づき、適切に業務を遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。ただし、次ページの条件を満たす外国法人は可とする。
- ⑤ 提案者（提案者が複数の場合は少なくとも1者）が、
 - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
 - II. 「実証研究」に係る企業化（ビジネス展開）の構想を有すること。
 - III. 「実証研究」の遂行及びその後の企業化ができる財務状況にあること又は資金調達力を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同して提案する場合は、事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確になっていること。



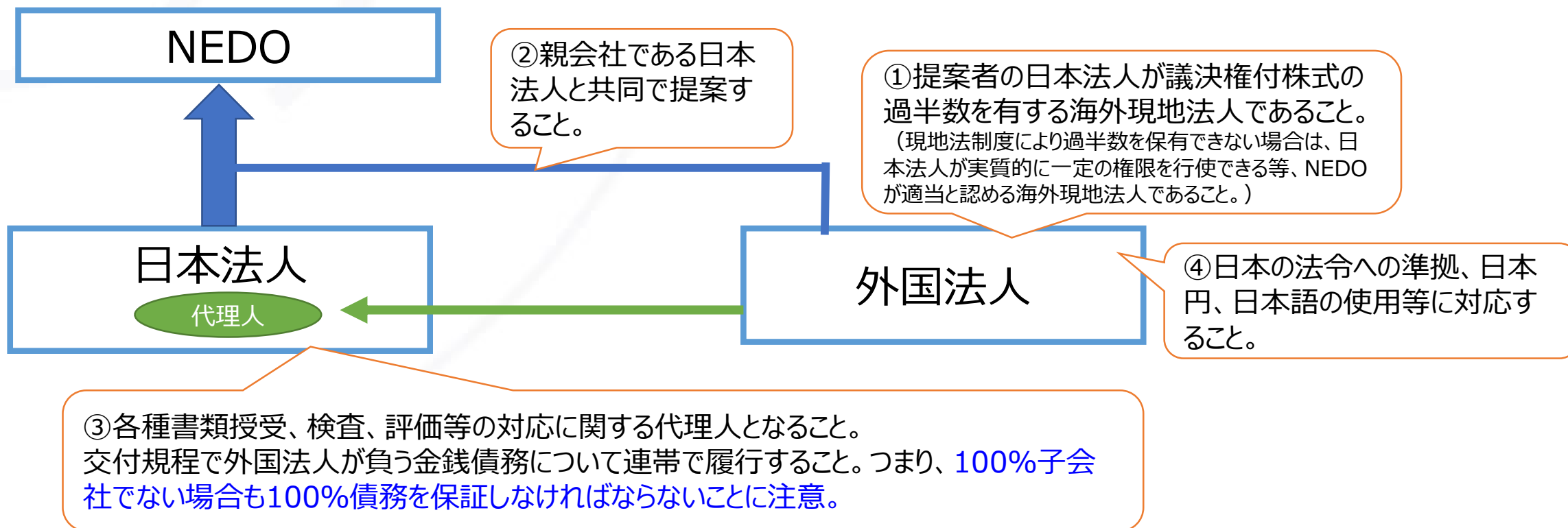
提案者の要件（外国法人）

（公募要領 P.10）



- 日本の国費を使うため提案者は日本法人（登記法人）としているが、現地で企業化（ビジネス展開）するためには海外現地法人との連携が重要であることから、①から④の4つの要件全てを満たす場合は、日本法人とその海外現地法人が共同で提案※することができる。
- ③④等をNEDOに対して確約する「国際実証研究費助成金に係る確約書」を日本法人1者と外国法人の2者で提出すること。
※共同提案者とならなくとも、外注先や再委託先（実証要件適合性等調査）、委託・共同研究先（実証研究）として実施体制に組み込んで提案することは可能。

【外国法人の提案要件①～④】





参考（提案者の追加等）

（公募要領 P.9）



実証研究及び実証前調査の実施体制は公募の提案書に記載されたものを原則とするので、例えば実証要件適合性等調査の提案者以外の者を実証研究の実施体制に追加したい場合は、公募の提案書に追加する企業名（企業A）を記載しておき、更には企業Aは共同提案者となって事業化評価を受ける必要がある。

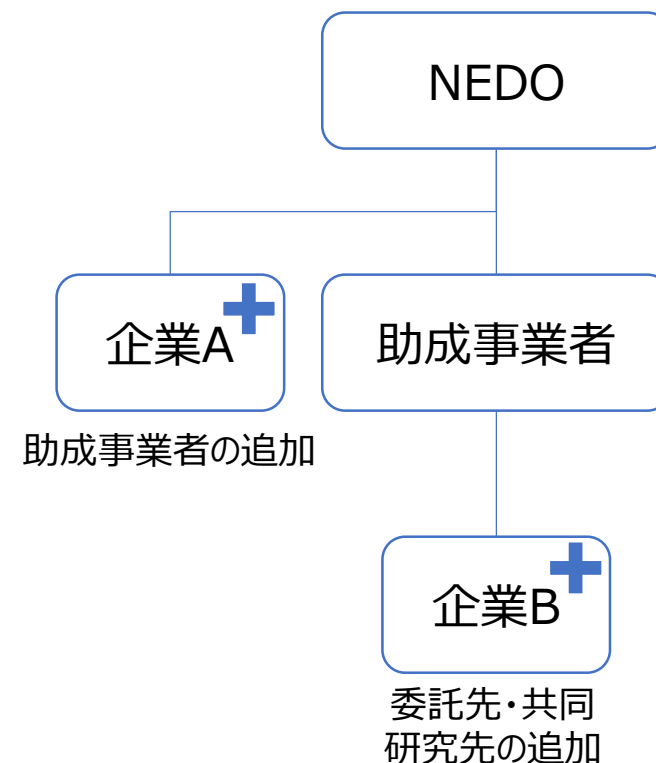
<委託先・共同研究先の追加等>

公募の提案書に記載されたものを原則とするが、実証要件適合性等調査又は実証前調査の結果、助成事業者の委託先・共同研究先として実施体制に追加する提案をステージデート審査又は事業化評価ですることは、以下を条件に可能。・・・企業B

- 委託・共同研究することの合理的な理由があること
- 委託・共同研究される業務を履行する能力等があること
- 外部有識者の審議等により適切と認められること
- 委託・共同研究費が、助成対象費用の額の50%未満であること

なお、外注先として追加して業務の一部を実施させるという提案することも可能だが、「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」で定める外注先の要件（研究開発要素がない、相見積もりが必要など）を満たしている必要がある。

当初の実施体制から助成事業者等が抜けることは、実証研究への影響を踏まえて適切と判断される場合には可能。



体制変更を予定している場合は、提案書を作成する前に、必ずNEDO国際部公募事務局へご相談ください。



提出期限及び提出先

(公募要領 P.11)



公募要領に従って提案書を作成し、その他提出書類とともに 以下の提出期限までに アップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限

2023年8月7日（月）正午アップロード完了

※期限までアップロードが完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりません。

(2) 提出先 ウェブ 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/4qpvt5te9024>

2023年度「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業（実証要件適合性等調査）」に係る第2回公募 応募用WEB入力フォーム

必要情報の入力及び提案書類等のアップロードを行って下さい。なお、他の方法（持参、郵送、FAX・メール等）による応募は受け付けません。

提出期限：2023年8月7日（月）正午（日本時間）

※ 必須項目が入力されていないと受付登録できません。

※ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後に受付番号が表示されるまでを、受付期間内に完了させてください。入力・アップロード等の操作の途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※ アップロードするファイルは提案書作成要領に従ってください。

以下のような機種依存文字は、入力禁止文字になりますので、各項目に入力の際はご注意ください。

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳ (丸囲みの数字)

I II III IV V VI VII VIII IX X i ii iii iv v vi vii viii ix x (ローマ数字)

mm cm km mg kg cc りょ りん りゅう りゅう りゅう りゅう りゅう りゅう (単位)

No. Tel No. KK Tel ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ (省略文字)

連続記号 允 発 弱 弱 寛 崎 嶺 味 咩 哥 詰 巫 坦 垠 垠 (拡張文字)

アイウエオカクサシセリフナニホヘチリニヒフヘミメエフヨリルロワオンアィエイャヨヱ。」「、-°*(半角カタカナ、記号)

¥ & / : * ? " ' < > | ^ [] { } (半角記号、改行などの制御文字)

①提案事業名（日本語） （必須）	<input type="text"/>
②提案事業名（英語） （必須）	<input type="text"/>
③提案方式（単独提案or共同提案） （必須）	単独提案もしくは共同提案をお選びください。 <input type="text"/>
④代表法人番号（13桁） （必須）	<input type="text"/>
⑤代表法人名称（日本語） （必須）	<input type="text"/>
⑥代表法人名称（英語） （必須）	<input type="text"/>
⑦代表法人連絡担当者氏名 （必須）	姓と名の間にスペースを入れてください。 <input type="text"/>
⑧代表法人連絡担当者職名 （必須）	<input type="text"/>
⑨代表法人連絡担当者所属部署 （必須）	<input type="text"/>



提出書類

- 提案書（（別紙5）事業概要書・（本紙、別紙1から4）提案書本文） PDF [1ファイル]
※「事業概要書・提案書」の順番で1つのPDFにまとめること。
- （別紙5）事業概要書 パワーポイント [1ファイル]
- （別紙6）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について PDF [提案者毎]
※認定の事実がある提案者は認定証書のコピーも提出。
- （別紙7）情報管理体制等の確認票 PDF [提案者毎]
※対応するエビデンスも提出。
- （その他）会社案内 PDF [提案者毎]
- （その他）直近の事業報告書 PDF [提案者毎]
- （その他）直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） PDF [提案者毎]
※3点必須かつ3年分の財務諸表をまとめて1つのPDFにまとめること。
- （その他）最新の現在事項証明書の写し（履歴事項証明書又は代表者事項証明書でも可） PDF [提案者毎]
- （その他）NEDOが提示した契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 PDF [1ファイル]

- WEB入力フォーム②にアップロードするファイルは、PDF形式で1ファイルのみ、③でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、指定のファイル形式に変換の上1つのzipファイルにまとめてください。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出は受付期間内であれば可能です。再提出希望時は、WEB入力フォームの所定の欄に初回の受付番号を記載の上、再提出してください。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。提出された提案書を受理した際には幹事提案者連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は回線が混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 提出書類に不備があり、事務局が提示する再提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただくこともあります（書類不備が非常に多くなっておりますので特にご注意ください）。



(1) 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、外部有識者が提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者候補を選定します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、委託事業者を決定します。
- 提案者に対し、必要に応じてヒアリングまたは資料の追加等をお願いする場合があります。
- 特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整にご協力をお願いいたします。（採択審査委員会は、9月下旬頃を予定しています。）
- 委託事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。



(2) 審査基準

項目	
要件審査	調査の目的
	調査の実施者（提案者）
	実証技術の主目的
	実証研究後の目標
	明確な課題
	実証技術
	提案者の財務状況
	重複
ワーク・ライフ・バランス等推進に関するもの	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

項目	
実証要件適合性等調査の調査計画・体制等の妥当性	調査計画の妥当性
	調査体制の妥当性
	調査の必要経費の妥当性
実証研究候補としての妥当性	国・地域の妥当性
	対象技術の妥当性
	実証研究の成果目標の具体性
	実証研究の全体計画の妥当性
	実証研究を実施するうえで必要な手続きの網羅性
	実証研究の実現を妨げる要因（リスク）とその対策の妥当性
	実証研究後のビジネスモデルの妥当性
対象国・地域又は日本への波及効果の可能性	



今後のスケジュール

(公募要領 P.19)



- | | | | |
|-------|------------|---|---------------------|
| 2023年 | 7月6日(木) | : | 公募開始 |
| | 7月11日(火) | : | 公募説明会(オンライン開催) |
| | 8月7日(月) 正午 | : | 公募締切 |
| | 9月下旬(予定) | : | 採択審査委員会(外部有識者による審査) |
| | 10月上旬(予定) | : | 契約・助成審査委員会 |
| | 10月中旬(予定) | : | 委託先決定・NEDOウェブサイト公表 |
| | 11月頃(予定) | : | 契約締結 |
| 2024年 | 6月頃(予定) | : | 上期ステージゲート審査委員会 |
| | 11月頃(予定) | : | 下期ステージゲート審査委員会 |



本件に関する内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2023年7月28日（金）まで、下記宛電子メールで受け付けます。また、希望者に対しては、7月26日（水）まで面談も受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(問い合わせ先)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際部

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業

公募担当（石田、横溝、田村、桐生、孫田）

E-MAIL : international@ml.nedo.go.jp

補足



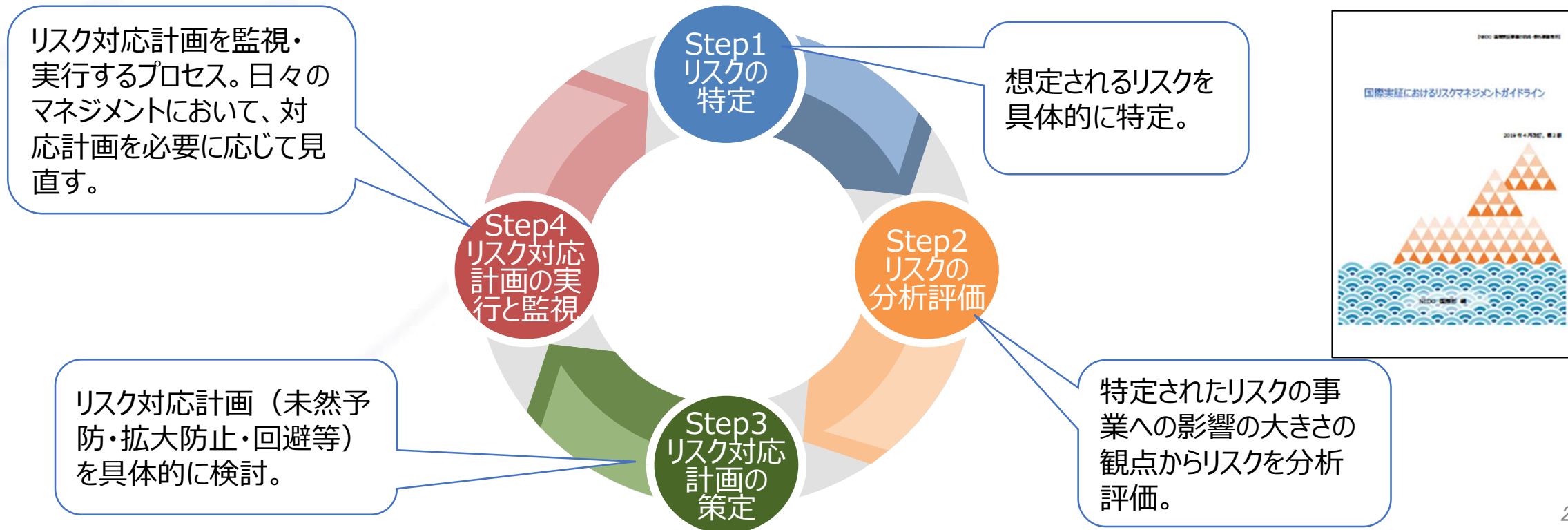


国際実証におけるリスクマネジメント 1/2



- 国際実証は、日本と異なる法律、商慣習、言語、文化の中で事業を行うため、国内の研究開発にはないリスクを多く抱える。
- NEDOはこれまでの経験を元に、事業者がこれらのリスクを適切に対処するための参考資料としてリスクマネジメントガイドラインをまとめた。
- 採択された事業者は、次頁に示す各項目について、Step1から4までをリスク管理シートに記載し、実証研究のリスクマネジメントに活用していただくとともに、同シートはステージゲート審査と事業化評価の審査対象資料の一つとして提出する。

参考：https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100133.html

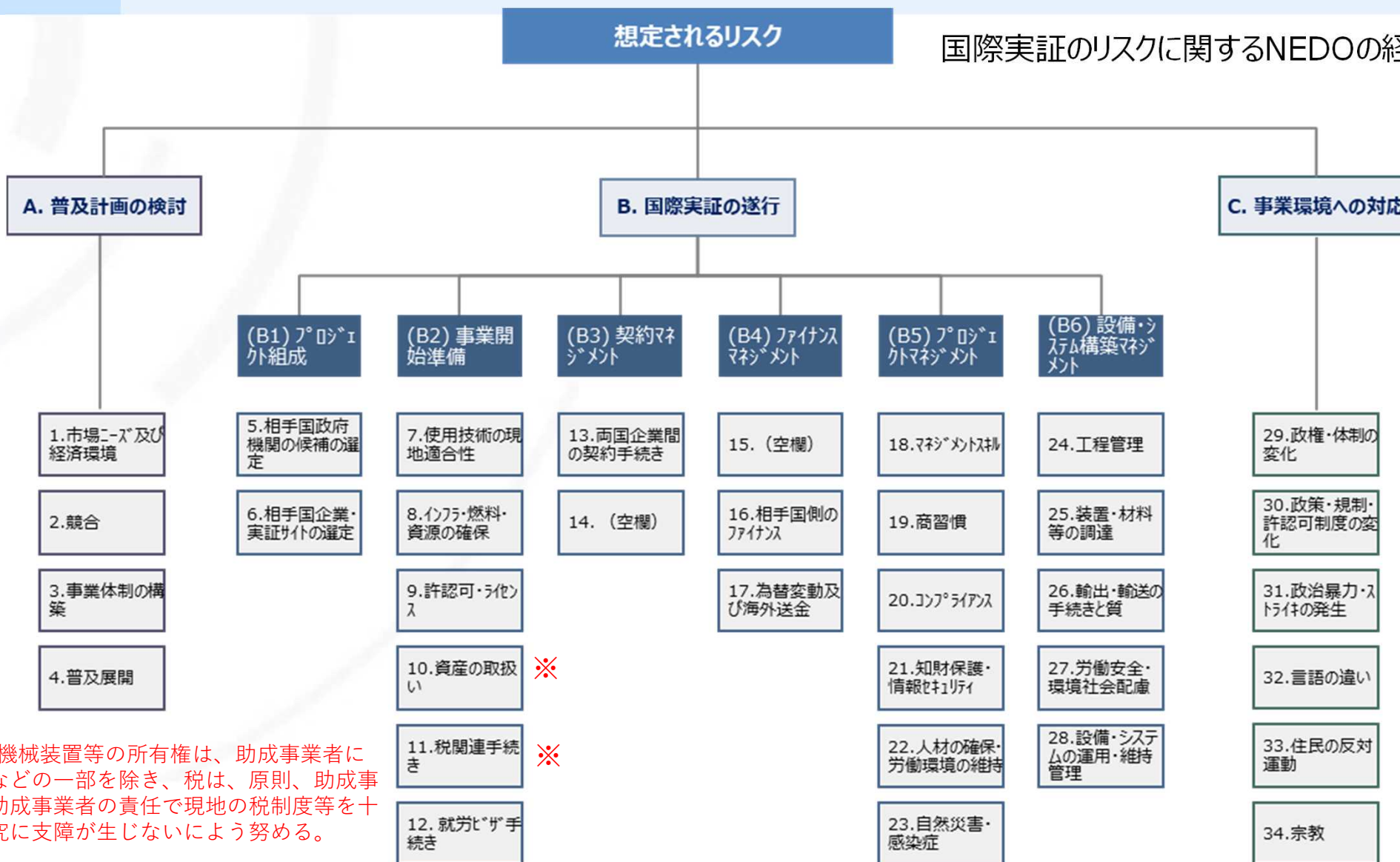




国際実証におけるリスクマネジメント 2/2



国際実証のリスクに関するNEDOの経験値を体系化



※助成事業で取得した機械装置等の所有権は、助成事業者に帰属するので、関税などの一部を除き、税は、原則、助成事業者の負担となる。助成事業者の責任で現地の税制度等を十分に調査し、実証研究に支障が生じないように努める。



取得財産の処分制限

参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルの「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「1.処分制限財産の処分」

- 1) 助成事業で取得した機械装置等（取得財産）の所有権は、助成事業者に帰属。
- 2) 補助金適正化法に基づき、助成事業者は助成期間終了後も、
 - ① **取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産**について、
 - ② **耐用年数期間(※)内**に処分（助成金の交付目的に沿って使用（＝目的内使用）しなくなる）することをする際にはNEDOの承認が必要であり、
 - ③ 当該期間は毎年度「取得財産等の使用・管理状況報告書」をNEDOに提出する（国際実証研究費助成金交付規程15.5）。

(※) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。助成事業者は、耐用年数を助成先の固定資産台帳等と整合させるなければならない

(参考) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表

別表第1：「**機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表**」（建物、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具、等）

別表第2：「**機械及び装置の耐用年数表**」（鉄鋼業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、熱供給業用設備、通信業用設備等）

別表第3：「**無形減価償却資産の耐用年数表**」（ダム使用権、特許権、熱供給施設利用権、等）

別表第4：「**生物の耐用年数表**」（牛、馬、豚等）

別表第5：「**公害防止用減価償却資産の耐用年数表**」（構築物、機械及び装置）

別表第6：「**開発研究用減価償却資産の耐用年数表**」（建物および建物附属設備、構築物、機械及び装置、ソフトウェア等）

(例)

「建物附属設備」の「電気設備」の「蓄電池電源設備」は6年

「電気業用設備」の「内燃力又はガスタービン発電設備」は15年

「機械及び装置」の「その他のもの」は4年

必ず最新版で確認のこと。

取得財産の処分制限（目的内使用と目的外使用） 1/2

<重要>

- 助成期間終了後であっても、取得財産の処分制限期間（＝耐用年数期間）が満了するまでの間、助成事業者は当該取得財産を助成金の交付目的に沿って使用する必要がある。
- 助成事業者が処分制限期間内に取得財産の処分（譲渡、交換、貸付け、担保、商用利用など）を希望する場合には、事前にNEDOの承認を得る必要がある。
- 助成金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに返納する必要がある。

= 目的内使用

= 目的外使用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

※「大臣」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

取得財産の処分制限（目的内使用と目的外使用） 2/2

処分制限期間（耐用年数期間）内に想定される取得財産の使用方法（NEDO事業終了後）の例

財産の保有者（所有権）		実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成事業者	自ら使用	目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合※4で返納
	相手国企業に貸付	無償 (ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。)	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納
		有償	目的外使用 で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。
相手国企業	有償譲渡	→実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。	目的外使用 で財産処分とみなす →譲渡額※5×助成割合で返納
	無償譲渡		目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 経費発生調書から次のとおり算出する。

$$\text{助成割合} = \frac{\{ (\text{助成対象費用欄【e】の助成金額}) - (\text{助成対象費用欄【e】のIV-2学術機関等共同研究費}) \} \text{の各年度累積額}}{\{ (\text{当年度発生額合計欄【b】の総計B}) - (\text{当年度発生額合計欄【b】のIV-2学術機関等共同研究費}) \} \text{の各年度累積額}}$$

※5 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。

収益納付 1/2

参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルの「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「2.企業化状況報告・収益納付」

- 助成事業者は、助成事業終了の翌年度以降5年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要がある。
- 本報告書により、助成事業者が助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合には、助成事業者は、NEDOの求めに応じ、収益の一部を納付する。ただし、助成金の確定額が上限。

1. 算出式

$$\bullet \text{ 収益納付額} = \text{「助成事業に係る当該年度収益額」} \times \text{「助成金寄与度」}$$

※1 「助成事業に係る当該年度収益額」= 営業利益 × (助成事業対象部分売上/売上高)

←算定に当たって根拠となる資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付。
助成事業に係る収益を含む**最小単位**の損益計算書から算出。

例えば、当該プロジェクト、事業部門、地域単位、等。

※2 「助成金寄与度」= (助成金確定額の1/5) / 各年度に要したコスト (注1)

(注1) (事業終了後の各年度の売上原価・販管費) × (助成事業対象部分売上/売上高) + 助成期間中の自己負担額の1/5 + 助成金確定額の1/5。

←上記(単年度生産ベース)が基本だが、累積投資ベース(助成金確定額/助成対象費用(注2))も可。

(注2) 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスを求める。



収益納付 2/2

- **収益が少額の場合**：助成事業に係る当該年度収益額が、単年度換算（÷5）をした助成金確定額の1%に満たない場合は、収益納付の対象外。
- **中小企業の特例**：助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合は、経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付を猶予することが可能（免除ではない）。その場合、事前に納付猶予申請書をNEDOへ提出してもらい、NEDOが承認する必要がある。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（補助金等の交付の条件）

第七条

（略）

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

取得財産の処分制限、収益納付及び助成事業期間の関係

- 取得財産の処分制限期間（取得日から耐用年数）、収益納付対象期間（事業終了の翌年度以降5年間）及び助成事業期間の関係は以下のとおり。**<処分制限>と<収益納付>は、原則、別ラインで動いている！**例えば、収益納付対象期間に取得財産を譲渡しても、収益納付期間は5年間継続する。
- 唯一関係するのは、処分で生じた国庫返納額がある場合、その額が収益納付の上限額から減額されること。

